

日本向け鉄スクラップ輸入時の放射能管理のための

鉄鋼業界自律履行方案

－政府勧告（14.9.25）遵守の為の鉄鋼業界協議結果－

2014.12

韓国鉄鋼協会

鉄スクラップ委員会

目 次

1. 日本産鉄スクラップ輸入関連の政府勧告
2. 政府勧告後の推進経緯
3. 政府勧告遵守による業界自律方案
4. 「無放射能確認書」関連添付様式及び作成方法

【添付】 MEASUREMENT TABLE (輸出者)様式

MEASUREMENT TABLE (輸出国 供給者)様式

1. 日本産鉄スクラップ輸入関連政府勧告（14.9.25, 産業通商支援部）

- ・日本で鉄スクラップ輸入時「無放射能確認書」（日本内鉄スクラップ供給業者を把握できる情報を含む）を通じ放射能が無いことを確認。
- ・放射能に汚染された鉄スクラップは輸入しない
- ・製鋼社内に設置された放射能監視機の正常作動、徹底管理等。

2. 政府勧告後の推進経緯

- ・政府勧告の業界伝波（14.9月下旬）
- ・政府勧告関連の日本との協議（韓日鉄スクラップ交流会、14.10.22～24/日本）
 - －無放射能確認書に輸出国供給者の放射能検査結果の追加及び固定用放射能監視機の為の検査結果（輸出者及び輸出国供給者）追加
- ・政府勧告遵守による鉄鋼業界自律移行方案導出（14.11.6）
- ・鉄鋼業界自律移行方案関連の原子力安全委員会と協議（14.11.26）

3. 政府勧告遵守による業界自律方案（以下□□自律方案□□）

□概 要

「自律方案」は放射能物質及び放射能に汚染された日本産鉄スクラップ輸入の事前防止と日本産鉄スクラップ輸入関連□□政府勧告□□遵守のため鉄鋼業界が協議し、導出した事項で、輸出者は韓国に鉄スクラップ輸出時、次の事項を必ず遵守しなければならない。

□ 貿易契約書の "Radioactivity" 項目

貿易契約書の "Radioactivity" 項目には下記の 内容(輸出者. 輸供給事が 遵守すべきの 固定用および 携帯用放射能検査器の 放射能 基準値 等) が 必ず 表記されなければなりません.

■ 輸出者は 固定用放射能監視器の場合 Background(放射能に汚染されてない 自然状態) の 1.2 倍以下の CPS 値, 携帯用放射能監視器の 場合 0.3micro SV/H 未満の 値を 遵守する 鐵 scrap のみ輸出する事.

■ 輸出者は輸入者が 輸入する 鐵 scrap の 放射能測定結果を確認できるように Radiation Free Certificate(惑は Non Radioactivity Certificate) に輸出者および 輸出者に鐵 scrap を 供給した 輸出國供給社別放射能測定値を 表現して 細部検査内譯を 添附する事.

□ 無放射能確認書

無放射能確認書(Radiation Free Certificate 惑は Non Radioactivity Certificate) には 下記の 例のように 輸出者. 輸出國供給社が 固定用および 携帯用放射能検査器で 鐵 scrap を 測定した値(Background 値, 最低値, 最高値)を かならず 記録し, これに 関連された 各各の細部内譯書(添附様式) を "無放射能確認書" に 必ず 添附する事.

[無放射能確認書上の Radiation Check(例)]

■ 輸出者(船積の 爲の 測定値)

- 。固定式 (CPS) Background 2,500, Min 2,750 – Max 3,000
- 。携帯用(micro SV/H) Background 0.10, Min 0.10 – Max 0.20

■ 輸出國供給社(輸出者への 供給時 測定値)

(A 社) 固定式 (CPS)	Background 400	Min 450 – Max 470
携帯用(micro SV/H)	Background 0.10	Min 0.10 – Max 0.20
(B 社) 固定式 (CPS)	Background 3,000	Min 3,200 – Max 3.550
携臺用(micro SV/H)	Background 0.05	Min 0.15 – Max 0.25
(C 社) 固定式 (CPS)	Background 4,500	Min 4,00 – Max 5,300
携帯用(micro SV/H)	Background 0.15	Min 0.15 – Ma 0.25

4 "無放射能確認書" 関連添付様式および 作成要領

□ [添附 1] Measurement Table (輸出者) 様式作成要領

○ 様式

[添附 1] Measurement Table (輸出者)

1. 固定用 監視器 測定値 (単位 : CPS)

Background	AVE	MIN	MAX
Truck	AVE	MIN	MAX

* 区分

Background	Truck								
date	date	date	date	date	date	date	date	date	備考

2. 携帯用監視器測定値: 現行と 同じように する事, ただし 公認検査所に依る事.

○ 作成方法

1. 固定用監視器測定値

(1) 測定値認定基準

- 輸出者の 固定用監視器測定値は 【表. 1】 による基準日以内に 輸出港の 固定用監視器によった物にする事 (車両 1 臺別)

【表. 1】 輸出物量別放射能測定値認定基準

輸出物量 (船舶 1 隻當)	放射能測定値認定基準
5,000ton 以下	船積港で 入港日基準 10 日以内測定した 物
5,000ton 超過 -	" " 15 "
10,000ton 以下	
10,000ton 超過	" " 20 "

(2) 輸出港に 固定用放射能監視器が 未設置の 場合

- 表. 1】 によった基準日以内に 輸出資 yard 等の 固定用放射能 監視器を 通じて 測定した 値も 認定.
- ただし, 輸出港以外の 場所(輸出者 yard 等) の 固定用監視器利用は 同事項施行日から 6 個月('15.3.1 - 8.31) のみ認定

(3) 上記 □(2)□の6個月('15.3.1 - 8.31) 超過後でも 輸出港に固定用監視器が未設置の場合

- 輸出港以外の場所(輸出者 yard 等)の固定用放射能監視器によった測定値は認定しない.
- 輸出者は必ず韓國の輸入者が指定した港口(固定式放射能監視器が設置された港口)を通じて輸出する事

* 固定用放射能監視器設置と未設置の港口判断 : 貿易契約書上の船積港

2. 携帯用監視器測定値(船舶の Cargo)

現行(輸出時携帯用監視器による 鐵 scrap 放射能測定)と同じようにする事.
ただし 必ず公認検定所に依る 事

□ [添附 2] Measurement Table (輸出國供給社 : A 社) 様式作成要領

○ 様式

[添附 2-1] Measurement Table (輸出國供給社 : A 社)

1. 固定用監視器測定値 (單位 :CPS)

區分 備考

2. 携帯用監視器測定値

○ 作成方法

1. 固定用監視器測定値

輸出者は 自国内供給社より 輸出用で 購入した鉄 scrap が 自社 yard に 入庫される 時点で自社 yard に 設置されている 固定用監視器で車両 1 臺別 放射能値を 測定する事.

2. 携帯用監視器測定値(車両 1 臺別)

輸出者は 固定用放射能監視器を 通過した車両 1 臺が 自社 yard に 荷役した 鉄 scrap の 最小 2 個所以上を 携帯用監視器で 測定する 事.

-上記様式で □2. 携帯用監視器測定値□の□Truck□欄に記録

[添付 1]

(輸出者) 様式

[첨부1] MEASUREMENT TABLE (수출자) 양식

固定用監視機測定値

1. 고정용 감시기 측정값

Background	Ave		Min		Max	
Truck	Ave		Min		Max	

(單位 : CPS)

(단위 : CPS)

区分	구 분	Background				Truck				비고	備考
		date	date	date	date	date	date	date	date		

